

別表1（第7条関係）

伊佐ブランド認証「伊佐米」審査基準

1 栽培に係る基準

項目	認証基準
生産者	伊佐市に住所を有する者
生産地	伊佐市内の水田で生産されたもの
品種	ヒノヒカリ
農薬制限	化学合成農薬の使用成分回数18以下であること
履歴	栽培履歴が整理されていること
農産物検査	農産物検査を受検したもの

2 販売に係る基準

項目	認証基準
保管	玄米の状態での保管していること（大型貯蔵施設を除く） 15℃未満で保管していること
表示	関係法令の表示基準を遵守していること
価格	品質に見合う価格設定であること
情報管理	消費者等からの問合せに対し、迅速かつ丁寧な対応をしていること

3 認証受証者に係る基準

- ① 伊佐市のイメージ向上、地域産業の活性化を目的とした「伊佐ブランド」を理解し、地域ブランドの振興に積極的かつ主体的に貢献する姿勢があること。
- ② 品質の向上や安心・安全の確保に高い意識を持ち、「認証米」に対する責任と誠実な対応ができること。
- ③ 伊佐ブランドのPRと販売促進、消費拡大に積極的に取り組むこと。

別表 2 (第 7 条関係)

伊佐ブランド認証「伊佐特選米」審査基準

1 栽培に係る基準

項目	認証基準
生産者	伊佐市に住所を有する者
生産地	伊佐市内の水田で生産されたもの
品種	ヒノヒカリ
種子	本年度更新された種子であること
肥料・農薬	化学肥料、節減対象農薬ともに※慣行基準より 5 割以下であること
履歴	栽培履歴が整理されていること
農産物検査	農産物検査を受検したもの

※慣行基準 普通期水稻 節減対象農薬の使用成分回数(22) 化学肥料の窒素施用量(6.5)

2 販売に係る基準

項目	認証基準
保管	玄米の状態での保管していること (大型貯蔵施設を除く) 15℃未満で保管していること
表示	関係法令の表示基準を遵守していること
価格	品質に見合う価格設定であること
情報管理	消費者等からの問合せに対し、迅速かつ丁寧な対応をしていること

3 認証受証者に係る基準

- ① 伊佐市のイメージ向上、地域産業の活性化を目的とした「伊佐ブランド」を理解し、地域ブランドの振興に積極的かつ主体的に貢献する姿勢があること。
- ② 品質の向上や安心・安全の確保に高い意識を持ち、「認証米」に対する責任と誠実な対応ができること。
- ③ 伊佐ブランドのPRと販売促進、消費拡大に積極的に取り組むこと。